

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	相続による旅館業営業者の地位承継承認
概 要	旅館業法では、公衆衛生上必要な基準を確保するため、一般には旅館業の経営を禁止し、許可を受けた者に対してのみその禁止を解除しています。したがって、利用許可を受けた者が死亡し、相続人がその許可を承継しようとする場合は、大阪市長の承認を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	旅館業法 （昭和23年7月12日法律 第138号） 第3条の3
審査基準	1 承継承認申請書には、次の書類が添付されていること。 (1) 申請者の戸籍謄本（全部事項証明書）又は不動産登記規則に規定される法定相続情報一覧図の写し (2) 戸籍謄本を添付する場合にあっては、被相続人の戸籍謄本又は除籍謄本（全部事項証明書） (3) 相続人が2人以上ある場合は、営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者以外の相続人全員の同意証明書（規定の様式） (4) 承継資格の確認書（規定の様式） 2 承継資格の確認書の同意を要する人数と同意証明者数が一致すること。 3 承継承認申請が、被相続人の死亡後60日以内であること。 4 承継承認申請者が、旅館業法第3条第2項（申請者に係る部分に限る）に該当しないこと。
標準処理期間	・旅館業法第3条第4項の照会が必要な場合は、50日間（ただし、閉庁日は除く。） ・旅館業法第3条第4項の照会が不要な場合は、14日間（ただし、閉庁日は除く。）
経由日数	なし
提出先	大阪市保健所環境衛生監視課
提出時期	随時
提出方法	申請書、添付書類及び手数料を大阪市保健所環境衛生監視課へ提出してください。
手数料	7,400円
相談窓口	大阪市保健所環境衛生監視課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000435704.html
備 考	